

第 55 回定時総会懇親会 木村理事長挨拶（要旨）

我が国の経済は、緩やかな回復基調にあります。この先も持続的な成長を遂げることができるように、産・官・民・学が一体となりながら、民間が主導して経済を活性化していくことが必要となっています。

不動産業界は、経済再生の中心としての役割を果たしているところですが、さらに今後は我が国の経済・社会の構造的な変化を見通したうえで、都市・住宅についての明確なビジョンを持って取り組むことが重要だと考えます。

そうした状況の中で、今年度は当協会として次のような課題に重点的に取り組んでいきたいと考えています。

まず、少子化・高齢化を伴う人口減少や都市の国際競争の激化などの構造変化に適切に対応していくためにも、長期的な視点を持ちながら、国際競争力の強化に必要な都市づくりやマネジメントについて検討するとともに、多様化する住宅ニーズに応える住生活を実現することについて検討し提言したいと考えています。

オリンピック、パラリンピックを迎える 2020 年、そしてその後の 2030 年やそれ以降までを展望した大都市や住生活の姿はどのようなものか、またそうした将来の姿を実現するための課題は何か、そして民間事業者としてどう取組んだらよいのか、またそれを支援する施策は何か、というテーマについて、有識者を交えて協会として意見交換を行い、幅広い観点から検討を深めていきます。また、その提言については効果的な情報発信を行っていきたいと考えています。

第 2 に、魅力的なまちづくりの推進です。大都市の国際競争力の強化に向け、都市再生特別措置法の改正の取組みに対応して適切に提案を行うとともに、国家戦略特区についても、事業の円滑な実施や規制改革の実現に有効に活用できるよう、積極的に取り組んでいきます。

第 3 に、豊かな住生活の実現です。多様な住宅ニーズに対応する住宅整備を適切に実現していくために、住生活基本計画の改定に対応して適切に提案を行うとともに、スマートウェルネス住宅等について対応を行っていきます。住生活基本計画の改定を検討する住宅地分科会でも、我々として適宜意見を申し上げていきたいと考えています。

第 4 に、税制改正に関する取組みです。平成 28 年度税制改正につきましては、新築住宅の固定資産税の特例の延長等の重要項目に加え、都市・住宅のあり方に関する検討を進める中で創設や改善が必要な税制について要望していきます。また、消費税率 10% 時に導入される軽減税率について、住宅取得に軽減税率の適用が認められるよう、しっかりと働きかけを行っていきます。

そのほか、環境への取組みについては、エネルギー問題も考慮しながら、省エネに加え、蓄エネや創エネなどについても検討しつつ、取組みの充実を図ります。

また、不動産の事業環境整備のために、インバウンド・アウトバウンド両面での不動産の国際化への対応や民法改正への対応等を引き続きしっかりと行っていきたいと考えています。

これからの日本は、世界中の人や企業が集まり交流する国際都市や国際国家をつくりあげるにより、地方創生にも貢献し、少子化、高齢化等という世界に先駆ける困難を克服できると確信しております。

不動産は、暮らしの場としての都市とともに国際競争力のある都市をつくることに取り組んでおり、その役割に対する国民からの期待はますます高くなっています。より一層充実した取組みを展開できるよう、その環境整備に向け全力を尽くしてまいります。